2024 年 8 月改訂

コープおおさか病院院内感染対策指針

１．院内感染対策指針の目的

この指針は、院内感染の予防・再発防止策及び集団感染事例発生時の適切な対応など当院における院内感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする。

２．院内感染対策に関する基本的な考え方

この指針は、院内感染の予防・再発防止策及び集団感染事例発生時の適切な対応など当院における院内感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする。

（１）院内感染対策に関する基本的な考え方

- 当院の院内感染対策は、常に感染症の患者と感染症に罹患しやすい患者とが同時に存在していることを前提に、手厚い医療的なケアを行う際に必然的に起こりうる患者・職員への感染症の伝播リスクを最小化することを目指す。そのために、「スタンダードプリコーション」の観点に基づいた医療行為を実践する。あわせて感染経路別予防策を実施する。
- 個別および病院内外の感染症情報を広く共有して院内感染の危険および発生に対して迅速に対応することを目指す。
- 院内感染が発生した事例については、速やかに補足、評価をして、事例を発生させた感染対策システム上の不備や不十分な点に注目し、その根本原因を究明し、これを改善していく。
- 院内感染事例の発生頻度を、院外の諸機関から公表される各種データと比較し、わが国の医療水準を上回る安全性を確保して、患者に信頼される医療サービスを提供し、医療の質向上に寄与する。
- 以上示した基本姿勢をベースにした院内感染対策活動の必要性、重要性を全部署及び全職員に周知徹底し、院内共通の課題として積極的な取り組みを行う。

（２）院内感染対策委員会

当院感染対策に関する院内全体の問題点を把握し、改善策を講じるなど院内感染対策活動の中枢的な役割を担うために、院内の組織横断的な院内感染対策委員会（以下委員会）を設置する。

- 委員会は、院長／副院長／感染対策チーム委員長／事務部門責任者／看護部長／検査部門責任者／薬剤部門責任者／その他（委員長が必要と認めるもの）
- 委員会の委員長は院長とし、委員会委員長に事故あるときは副院長が代行する
- 委員会は必要に応じて（新型感染症発生、アウトブレイク時）開催する。委員会委員長は臨時委員会を開催することができる。

- 委員会は定例とし、月１回程度開催する。臨時に委員会の開催が必要な場合は、臨時に委員長若しくは院長がこれを招集することができる。
- 2. 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聞くことができる。

委員会の所掌事項は次のとおりとする。

委員会の任務

１）院内感染防止のための各種マニュアルの作成と普及
２）院内感染の状況の把握
３）院内感染防止のための情報の収集と必要部門への伝達に関すること。
４）院内感染防止のための職員教育・指導に関すること。
５）医療廃棄物の処理・点検
６）院内感染に対する職員の予防や感染事故に関わる対応
７）その他、院内感染防止に関すること

（３）感染対策チーム（ICT）についての基本方針

コープおおさか病院における院内感染予防・治療全般に関わる事項を取り扱い、感染対策委員会に対しては必要な報告および提言を行い、院内各部署に対しては院内感染予防・治療に関する実際的な企画、助言、指導を行うため、感染委員会の下部組織として感染対策チーム（ICT）（以下チーム）を設置する。

- チームは次の委員をもって構成する。医師１名、看護部・看護師長１名、リンクナース、事務部門代表委員、検査科代表委員、薬局代表委員、食養科代表委員、リハビリ代表委員、歯科部門代表委員、放射線科代表委員からなる。
- チーム委員長は院長が指名した医師とし、副委員長をその他の委員から２名選出する。
- チーム会議は、定例会のほか必要の都度、チーム委員長が招集するものとする。
- 議長は事務部門代表者とし、チーム会議は委員の過半数の出席がなければ成立しない。チーム委員長が必要と認めた場合には、チーム会議に委員以外の者に出席を求めて意見を聞くことができる。
- チームの活動内容は次のとおりである。
    1. 院内感染症のサーベイランス（発生状況の調査）
    2. 標準予防策・感染経路別予防策の徹底とコンサルテーション
    3. 感染予防・治療のための院内教育を立案・実行
    4. 抗菌薬使用状況の把握と適正使用の啓発
    5. 針刺し事故などの職業感染予防

6. アウトブレイクへの対処
7. 感染対策マニュアルの整備
8. 院内 MRSA・VRE などの対応が必要な耐性菌発生の報告
9. その他、感染予防・治療のために必要な事項

- チーム委員長は活動内容を感染対策委員会に報告し承認を得るものとする。
- チーム会議には記録を置き活動内容の記録およびその他の庶務に従事する。

（4）感染リンクナースについての基本方針

院内各看護部門における院内感染予防に関わる事項を取り扱い、チームに対しては必要な報告および提言を行い、院内各看護部門に対しては院内感染予防に関する実際的な企画、助言、指導を行なうため、チームの下部組織として感染リンクナースを設置する。

・ リンクナース会は次の委員をもって構成する。看護部代表師長１名、各病棟看護代表委員、各外来看護代表委員
・ 看護部代表師長は看護部長が指名した師長とし、リーダー、サブリーダーを選出する。
・ リンクナース会議は、定例会議のほか必要の都度、担当師長が招集するものとする。
・ 担当師長が必要と認めた場合には、リンクナース会議に委員以外の者に出席を求めて意見を聞くことができる。
・ リンクナースの活動内容は次のとおりである。
  １． 情報係およびスタッフに対する役割モデルとして行動する。
  ２． 感染予防策の教育・指導および実践をする。
  ３． 手指衛生サーベイランス・医療器具関連サーベイランスを行い、現場へのフィードバックと改善を行う。
  ４． 感染対策マニュアルの見直しと、それに応じた調査・評価を行う。
  ５． 感染に関する情報をスタッフに啓発し、感染管理についての知識の共有を図る。
・ リンクナース担当師長は活動内容をチームに報告する
  リンクナースはチームと協力して院内感染予防に努める。

（5）抗菌薬適性使用支援チーム（AST）についての基本方針

コープおおさか病院における抗菌薬適正使用を推進するため、抗菌薬適正使用支援チーム（AST）
を設置する。

チームは次の委員をもって構成する。

医師1名、薬剤科1名、看護師長1名、検査科1名、事務1名

・チーム委員長は院長が指名した医師とする。

・チーム会議は、定例会のほか必要の都度、チーム委員長が招集するものとする。

・チーム会議は委員の過半数の出席がなければ成立しない。チーム委員長が必要と認めた場合には、チーム会議に委員以外の者に出席を求めて意見を聞くことができる。

・チームの活動内容は、以下の監視対象患者に対し確認を行い、適正使用の検討と主治医へのフィードバックを行う。

監視対象患者：特定抗菌薬使用患者、血培陽性患者など

確認項目：特定抗菌薬使用届の有無、特定抗菌薬使用の際の血培提出の有無
細菌培養薬剤感受性結果からの de-escalation のコンサルト
アンチバイオグラムの評価

（６）院内感染対策に関する職員研修についての基本方針

- 感染対策委員会は全職員を対象に研修会を年２回以上開催する。また、必要に応じて部署単位、特定職員単位の研修会も行う。
- チーム委員は必要に応じて現場で実地指導を行う。
- 院外の感染対策を目的とした各種学会、研修会、講習会の開催情報を広く告知し、参加希望者の参加を支援する。
-

（７）感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内感染とは、病院内で治療を受けている患者が、原疾患とは別に新たな感染を受けて発病する場合を指す。なお、病院に勤務する職員が院内で感染する場合も含まれる。

- 入院患者に報告が必要な感染症が発症した時、または、感染の恐れがある時は、担当医及び病棟師長は、その都度、事務部門代表者を経由して委員会委員長、ICT チーム委員長および看護師に報告すると共に、直ちに必要な措置を行わなければならない。
- 職員に指定する感染症が発症した時、または、感染の恐れがある時は、その職場の責任者は、委員会委員長および看護師長に報告すると共に、直ちに必要な措置を行わなければならない。
- 検査技師は、入院患者より該当する病原体を検出した時は、直ちに検査課長及び担当医に報告する。

（８）院内感染発生時の対応に関する基本方針

職員は、院内感染が発生した場合には、発生部署責任者が委員会委員長に報告し、内容によって緊急委員会を設置する。担当医は二次感染の予防、治療の方針・指示をする。不明の点はチーム委員長に指示を仰ぐ。また、医療に関する法律に規定される診断及び届出は基準に沿い担当医師が行う。

（９）その他

職員は、感染対策上の疑義が出た場合、チームまたは委員会に意見を求めることができる。

本指針は、患者及びその家族が閲覧できるよう院内に掲示する。

疾病の説明とともに、感染防止の基本についても説明し理解を得たうえで、協力を求める。

以上

感染対策組織図

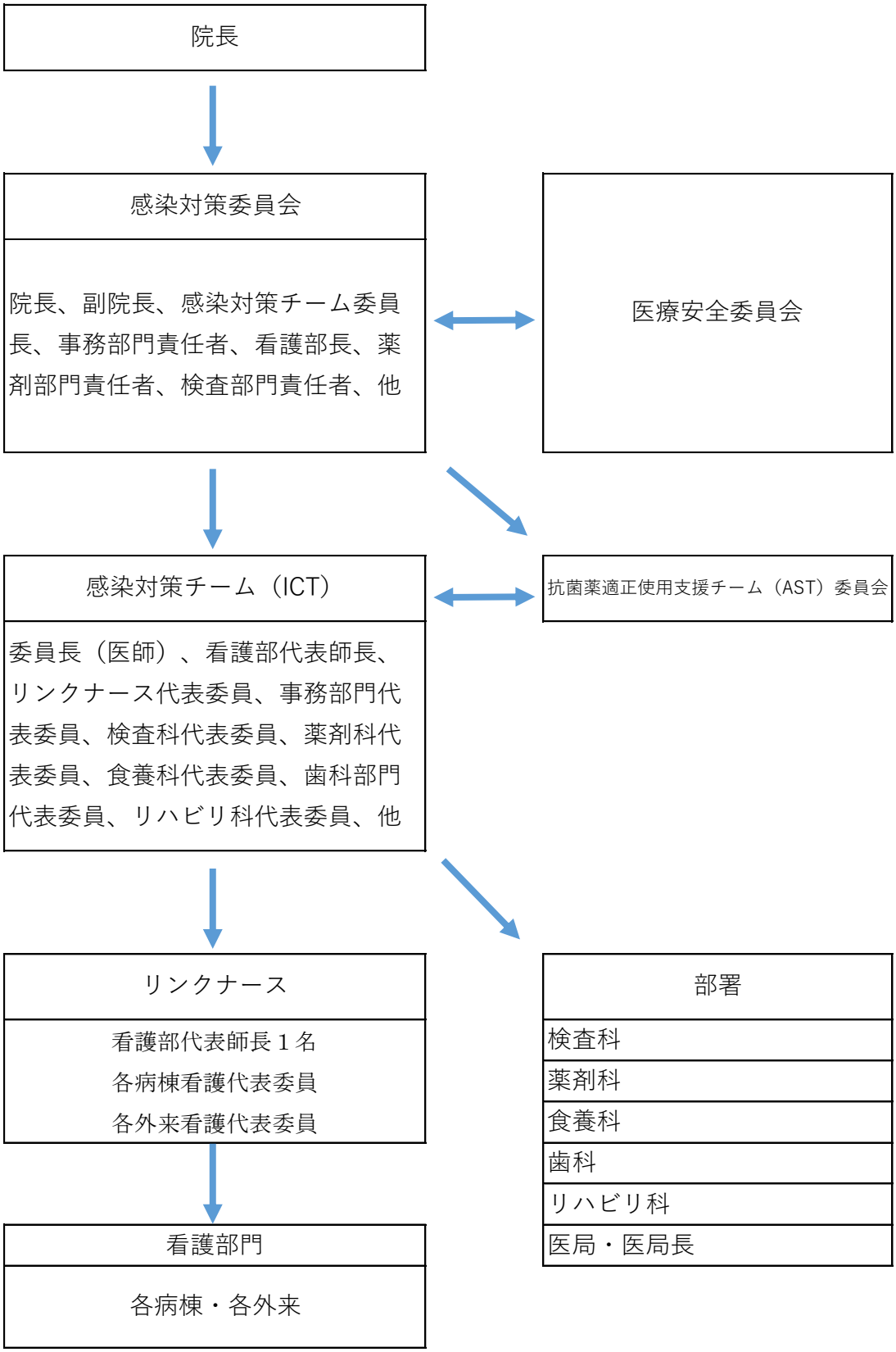
院長
感染対策委員会
院長、副院長、感染対策チーム委員長、事務部門責任者、看護部長、薬剤部門責任者、検査部門責任者、他
医療安全委員会
感染対策チーム（ICT）
委員長（医師）、看護部代表師長、リンクナース代表委員、事務部門代表委員、検査科代表委員、薬剤科代表委員、食養科代表委員、歯科部門代表委員、リハビリ科代表委員、他
抗菌薬適正使用支援チーム（AST）委員会
リンクナース
看護部代表師長１名
各病棟看護代表委員
各外来看護代表委員
部署
検査科
薬剤科
食養科
歯科
リハビリ科
医局・医局長
看護部門
各病棟・各外来